



2003年
(平成15年)
6/10
第1373号

あだち広報

●発行/足立区 ●編集/広報課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
☎3880-5111(代)
FAX 3880-5610(広報課)
http://www.city.adachi.tokyo.jp/
あだち広報は毎月10日・25日、
ズームアップは奇数月1日発行

生かします! —区民の声で輝くあだち— あなたの声

区政に関する皆さんのご意見、ご要望を「区民の声」で伺っています。寄せられた「声」には区長が直接目を通し、速やかに対応するなど、区政に反映させていきます。

区民の声

声の内容は様々です。足立区の歴史を教えて欲しい、「22世紀をにらんだまちづくりを」、「保育園に入れないで家庭保育をしている世帯に援助を」など、まさに区政全般に関する内容となつていきます(表1)。寄せられた「声」については、担当部署が調査をし、迅速に対応しています。

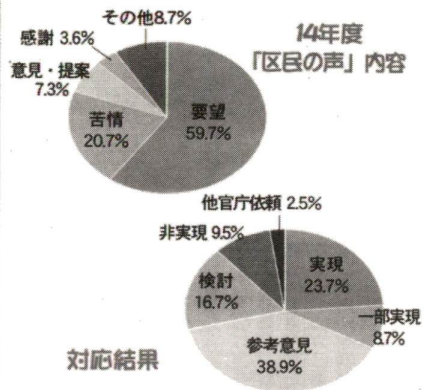
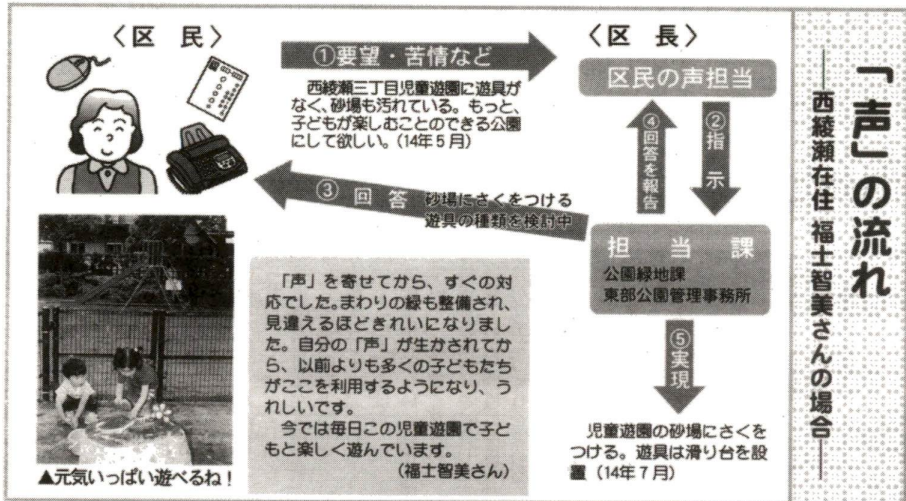
表1 寄せられた主な「区民の声」

- ・分煙、禁煙、歩きタバコについて
- ・住基ネットについて
- ・公園や緑地について
- ・子育てについて
- ・公共施設の利用について
- ・区役所の窓口対応について
- ・学校や図書館について
- ・道路の安全と清掃について

14年度には、千数百件の「声」が寄せられました。寄せられた方法の割合は、「区长へのメール(Eメール)が半数弱で、次に広報はがきが約17%、電話が約13%と続きました。Eメールでの件数は、開設された12年から急激に増え続け、それまで少なかった30代、40代の皆さんの「声」も多くなつてきています。

お寄せください「区民の声」

- ▽広報はがき(区内各施設にあります)
 - ▽ファクス(3880) 5678
 - ▽区长へのメール
 - 区のホームページ・コミュニティポータルに入れます
 - ▽メールアドレス
voice@city.adachi.tokyo.jp
- ※回答をしますので、氏名、住所連絡先をお知らせください



「区民の声」に関するお問合せは
区民の声担当 ☎3880-5839

●足立区議会議員選挙結果(得票数順・定数50)

5月30日に足立区議会臨時会が開かれ、議長に鹿浜清議員(足立区議会自由民主党)、副議長に忍足雄議員(足立区議会公明党)が選出されました。

鹿浜清議長

忍足雄副議長

◆足立区長選挙結果

鈴木つねとし(無) : 14万6千6百票
吉田万三(無) : 8万4千4百票

問先II選挙管理委員会 ☎(3880) 5581

会派	氏名	得票数	会派	氏名	得票数	会派	氏名	得票数
1	自 鈴木 進	6,135,309	22	共 針谷みきお	4,235,000	43	共 大島芳江	3,665,000
2	自 鴨下みのる	5,827,000	23	自 くじらい光治	4,228,000	44	公 ぶちがみ隆	3,513,000
3	自 古性重則	5,350,000	24	公 ぶちわき啓子	4,209,000	45	自 中島 勇	3,482,000
4	自 浅古みつひさ	5,236,000	25	公 小泉ひろし	4,167,675	46	共 橋本ミチ子	3,481,102
5	民 鈴木あきら	5,044,409	26	公 杉崎せいじ	4,160,000	47	共 松尾かつや	3,420,000
6	公 うすい浩一	4,864,000	27	公 まえの和男	4,146,000	48	自 高山のぶゆき	3,387,000
7	自 市川おさと	4,845,000	28	自 田中あさお	4,118,000	49	自 吉岡しげる	3,327,000
8	自 ぶじぬま壮次	4,758,000	29	自 渡辺ひであき	4,096,557	50	民 秋山ひとし	2,975,000
9	公 明石さちこ	4,726,000	30	共 鈴木けんいち	4,049,529	51	※ えびね久美子	2,888,000
10	自 しかはま清	4,566,000	31	共 さとう純子	4,027,000	52	ネ 奥山なおみ	2,670,000
11	共 ぬかが和子	4,472,000	32	自 浜崎 健一	4,015,506	53	無 橋本よしひろ	2,584,897
12	自 せぬま剛	4,458,000	33	公 おしたり和雄	3,996,000	54	自 吉川 一	2,275,000
13	自 ばば信男	4,427,000	34	自 新井ひでお	3,951,000	55	社民 船越のりお	2,100,000
14	公 たがた直昭	4,423,000	35	共 渡辺修次	3,910,442	56	※ 安井順子	2,077,000
15	共 伊藤和彦	4,376,000	36	公 たきがみ明	3,880,442	57	民 森下ゆうじ	1,970,000
16	公 きじまてるい	4,344,000	37	公 ぶじさき真雄	3,845,000	58	緑 やこう恵美	1,011,000
17	公 金沢みやこ	4,341,000	38	共 鈴木秀三郎	3,765,799	59	無 友本 博	806,324
18	民 米山やすし	4,319,000	39	民 野中栄治	3,761,000	60	無 滝沢康広	353,000
19	公 あしかわ武雄	4,316,000	40	自 しのはら守宏	3,726,000			
20	自 加藤和明	4,265,000	41	共 三好すみお	3,705,000			
21	自 白石正輝	4,263,000	42	自 ながしお英治	3,671,000			

会派の表示：自=自由民主党、公=公明党、共=日本共産党、民=民主党、※=あだち無党派の会、ネ=足立・生活者ネットワーク、無=無所属、社民=社会民主党、緑=緑の党

◆足立区議会議員選挙結果

●足立区議・区長選挙結果(5月18日投票)

今号の主な内容

- 2・3面 ▽保健福祉ガイド/住基ネット/同和問題の理解のために
- 4・5面 ▽あだち区民環境フェア2003/日暮里・舎人線
- 6・7面 ▽暮らしの情報/催し物ガイド/てる丸くん通信/掲示板
- 8面 ▽福祉サービス/苦情等解決委員会/「新型肺炎」SARS/スケッチあだち

保健福祉ガイド

★ 定員に先着順とあるものは6月11日から受け付け

【福医療証のご案内】

7月には福医療証の更新月です。現在、福医療助成制度を受けている方で、7月1日以降も該当する方には、6月末に新しい医療証を郵送します。14年中の所得が基準(表1)を超えて該当しなくなった方にも、消滅通知を送ります。郵送されないなど不明な点は、お問い合わせください。対象は昭和11年6月30日までに生まれた福受給者で、所得が基準額(表1)以内の方。※社会保険の被保険者本人、老人保健受給者は対象外です。問先 高齢医療係

表1 福医療所得基準表 (7月1日から適用)

扶養人数	本人の所得額
0人	2,572,000円
1人	3,052,000円

※14年中の所得です
※扶養人数が1人増すごとに基準額が38万円加算されます
※税の所得額の計算と多少異なります

【節目健康診査】

区では40歳、50歳、60歳になる方を対象に、基本健康診査・各種がん検診・歯周病健診など



犬のフンも、ね!
足立区まちをきれいにする条例
問先=地域活動支援係 ☎3880-5856

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

2・3面で問い合わせ先の電話番号がないものは区役所代表へ ☎3880-5111(代)

凡例
●申込...申し込み方法
●期間...申し込み期間
●場・申・問先...場所・申し込み先・問い合わせ先
●費用の記載のないものは無料

区役所へは電車やバスをご利用ください
6月・7月は、駐車場が特に混雑します。来庁の際には、電車(東武線海鳥駅五反野駅)、バス(都バス、コミュニティバス)などの利用をお願いします。
問先 庁舎管理課業務係 ☎(3880) 5826

7月から変わります

緑あふれるまちづくり

●緑化指導が変わります
敷地面積20㎡以上の土地に建築物の新築・増築・改築を行う場合、緑化指導の対象となります。あだち広報1月25日号でお知らせしたように、7月からこの緑化指導の対象が区内全域となり、指導内容および手続きの方法が変わります。くわしくは区ホームページのほか、担当窓口で配布中の新しい「緑化計画の手引き」をご覧ください。
●接道部緑化助成を拡充します
景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりを進めるため、道路に接した箇所での緑化工事を行う方に対し、工事費の一部を助成しています。7月からこの助成の充実を図ります。
対象①「生垣」「植込地」「フェンス等緑化」の設置工事：幅員4m以上の道路と接し、接道部延長が1m以上のもの。※工事費は客土・支柱・樹木などの
②植込地 高さ0.3m以上の樹木を葉が触れ合う程度に植栽すること。または、樹木で植込地面積の2分の1以上、その他をツル植物、地被植物などで覆い植栽すること。※いずれも、植込地の奥行きが0.3m以上あること
③フェンス等緑化 木本性ツル植物を、フェンスが枝葉に覆われる(4.5本/1m標準)程度に植栽すること
④塀の撤去 接道部緑化の設置
タナス・サクラ・カキ・ヤナギなどについては、注意して葉の裏の状態を観察してください。
●果を取り除くには
果を見つけたら、その枝葉を切って、すぐに廃棄してください。アメリカシロヒトリは、一斉に発生するため、駆除も地域で一斉に行うことが効果的ですので、各家庭の樹木(庭木)については、所有者に駆除の責任があります。高さが5m以上ある樹木や所有者不明の樹木など、駆除が困難な場合には、相談してください。
また、地域で駆除する方のために、各区民事務所に動力噴霧機を配備し、貸し出しています。なお、学校・公園・街路樹は、各管理者が駆除しています。

表2 助成交付金額

対象工事	金額
①生垣の設置	12,000円/㎡
②植込地の設置	12,000円/㎡
③フェンス等緑化の設置	2,000円/㎡
④塀の撤去	5,000円/㎡

問先 生活衛生係 ☎(3880) 5361

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

【「あだち・ほっとほーむ」事業のご案内】
保護者が仕事や病氣などの事情で、一時的に夜間のお子さん

出前講座「食品衛生情報」
対象Ⅱ区内在住で5人以上のグループ 内容Ⅱ食中毒予防や食品の表示など ※開催場所はグループで用意してください
申・問先Ⅱ食品保健係
〒(3880) 5363

戦没者の遺族の方へ
厚生労働省主催の15年度慰霊巡拝(墓参)は、ロシア、中国(東北地区)、モンゴル、フィリピン、マニラ、インドネシア、諸島、北ボルネオ、インドネシア、硫黄島を予定しています。地域、時期、参加資格などは、お問い合わせください。問先Ⅱ民生係
〒(3880) 5363

ファミリー・サポート・保育講習会
日時Ⅱ6月24日(火) 午前10時～午後4時 対象Ⅱ区内在住で、

同和問題の理解のために
東京の同和問題(2)

現在、東京において同和問題はどのように認識されているのでしょうか。11年に行われた「人権に関する世論調査(東京都政策報道室実施)によると、「同和問題が存在するか」の問いに対して「存在すると思う」と答えた人は、51・2%と「女性の問題」の82・9%、「子どもの問題」の87・2%、「障害者の問題」の86・3%など他の人権問題に比べると低い割合となっています。一方「わからない」と回答した人は40・3%で、他の人権課題が10%未満であるのに対して高い数値となっています。同和地区出身者に対する態度「や「同和地区出身者との結婚に対する態度」などの設問に

に対しては、5年に政府が行った全国調査「同和地区実態等把握調査」では、それぞれ設問に対して明確な態度表明がされているのに対して、都の調査では「態度保留」ともとれる「わからない」という回答が多くなっています。

同和問題について「わからない」という状態であることは、「同和問題に対して先入観がない」と同時に、周囲の目や風聞うわさによって、自分自身の価値判断が大きく左右される恐れもあります。差別は予断や思い込み、固定観念から起こることが多いことから、同和問題の事実や社会的背景を知ることが大切です。

日ごろから、一人ひとりが差別問題に関心をもちましょう。◎お問い合わせは、総務課人権同和係へ

第25回あだちの花火
◆夜空に輝く10,000発の花火
今年は、江戸開府400年・足立区観光協会創立50周年記念大会です。お楽しみください。日時=7月24日(木) 午後7時15分～8時45分(打上開始は、7時30分) ※荒天の場合は25日に順延 場所=荒川河川敷(千住新橋～西新井橋間)
◆屋形船での観覧には事前に乗船人数などの届け出が必要で、屋形船の船主または関係者の方は、所定の申込用紙で申し込んでください。協賛金額=▽30m未満…20,000円 ▽30m以上…30,000円 ※船の大きさにより異なります 期限=7月11日必着 ※プレジャーボートでの観覧は禁止です
— いずれも —
申・問先=観光協会事務局(経済観光課内) 〒3880-5853

表3 区福祉手当所得基準表

扶養人数	所得基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円

以降1人増すごとに380,000円加算
※税の所得額の計算と多少異なります

心身障害者福祉手当(区制度)
難病患者については表5、難病患者については表6に該当し、未申請の方は、手続きができません。対象Ⅱ15歳以上65歳未満 ※足立区高齢者福祉手当の廃止に伴う経過措置の対象者はお早めに手続きをしてください。▽所得制限:表3申・問先Ⅱ障害給付係または各福祉事務所(表4)

大気汚染による健康障害者の方へ
1月より、医療費助成の申請手続きが変更されました。それに伴い申請用紙も変更していますので、以前の用紙をお持ちの方は、事前に必ず連絡してください。問先Ⅱ公害保健係
〒(3880) 5893

表5 心身障害者福祉手当対象等

対象	手当額	申請に必要なもの
身体障害者手帳1・2級 要の手帳1～3度 進行性筋萎縮症 脳性マヒ	(8月～11月分) 月額15,500円	①身体障害者手帳 または要の手帳 ②本人名義の預金通帳(郵便局は除く) ③印鑑
身体障害者手帳3級	(8月～11月分) 月額4,000円	

※施設入所者/児童育成手当(障害手当)受給者/難病患者福祉手当受給者の方は該当なりません

表4 福祉事務所一覧

中部	中央本町1-17-1 〒3880-5880
千住	千住仲町19-3 〒3888-3141
東部	東越前1-26-2 〒38605-7105
西部	鹿浜8-27-15 〒3897-5011
北部	竹の家2-25-17 〒3883-6800

表6 難病患者福祉手当対象疾病等

対象疾病		備考
1 アミロイドーシス	26 サルコイドーシス	申請に必要なもの ①診断書(所定用紙)または都医康券 ②本人名義の預金通帳(郵便局は除く) ③印鑑 施設入所者/心身障害者福祉手当受給者/児童育成手当(障害手当)受給者の方は該当なりません
2 アレルギー性肉芽腫性血管炎	27 シェーグレン症候群	
3 亜急性硬化性全脳炎	28 シャイ・ドレーガー症候群	
4 悪性関節リウマチ	29 自己免疫性肝炎	
5 悪性高血圧	30 重症急性肺炎	
6 遺伝性(本態性)ニューロパチー	31 重症筋無力症	
7 遺伝性QT延長症候群	32 神経線維腫症	
8 ウェルソン病	33 進行性核上性麻痺	
9 ウェグナー肉芽腫症	34 進行性筋ジストロフィー	
10 潰瘍性大腸炎	35 人工透析を必要とする腎不全	
11 肝内結石症	36 スモン	
12 強直性脊椎炎	37 脊髄小脳変性症	
13 筋萎縮性側索硬化症	38 脊髄性筋萎縮症	
14 クローン病	39 先天性ミオパチー	
15 劇症肝炎	40 先天性血液凝固因子欠乏症等	
16 結節性動脈周囲炎	41 全身性エリテマトーデス	
17 原発性硬化性胆管炎	42 高安病(大動脈炎症候群)	
18 原発性胆汁性肝硬変	43 多発性硬化症	
19 原発性肺高血圧症	44 多発性囊胞腫	
20 原発性免疫不全症候群	45 点頭てんかん	
21 後縦帯骨化症	46 天疱瘡	
22 広範囲性管状狭窄症	47 特異性拡張型心筋症	
23 骨髄線維症	48 特異性間質性肺炎	
24 混合性結合組織病	49 特異性血小板減少性紫斑病	
25 再生不良性貧血	50 特異性好酸球増多症候群	
51 特異性大脳骨髄液死症		
52 特異性慢性血性血管性(高血圧型)		
53 特異性門脈圧亢進症		
54 ネフローゼ症候群		
55 膿毒性乾癬		
56 ハンチントン病		
57 パッド・キリア症候群		
58 パーキンソン病		
59 汎発性強皮症		
60 ひびまん性汎細気管支炎		
61 皮膚筋炎・多発性筋炎		
62 ビュルガー病(パーニャー病)		
63 表皮水疱症		
64 前開白質ジストロフィー		
65 プリオン病		
66 ベーチェット病		
67 母斑症		
68 慢性炎症性脱髄性多発神経炎		
69 ミオトニー症候群		
70 ミトコンドリア脳筋症		
71 網膜色素変性症		
72 網膜脈絡膜萎縮症		
73 エヒヤ病(ウイルス脱髄症)		
74 ライソソーム病(ファブリー病含む)		

精神保健家族講演会
精神障害を抱える方の家族を対象とした講演会を開催します。
精神保健家族講演会日程

日程	時間	テーマ	講師	定員	場・申・問先
6/27(金)	午前10時～11時30分	心の病氣とより良い家族対応のために	高藤広生氏(大内病院医師)	30人	江北保健総合センター 地域福祉課 〒3896-4004
7/14(月)	午後1時30分～3時30分	統合失調症とのつきあい方	高森信子氏(SST指導者)	20人	千住保健総合センター 地域福祉課 〒3888-4277

※申し込みは電話。定員は先着順

住基ネット Q&A

Q 住基ネットに登録される個人情報(住所・氏名・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報)の6つの情報だけだといわれていますが、国に区民の個人情報を勝手に利用されているのでは。また、国が個人情報を利用する対象事務が別にも増えました。国が勝手に進めているような気がします。

A 住基ネットとは、簡単にいうと、電子情報で本人であることを確認(特定)するしくみです。

従来は、国民の側が住民票を添付することで身元を証明してきましたが、公的機関の側が電子情報として個人を確認できるようになったわけですね。住基ネットに提供される住所などの6つの情報を本人確認情報と呼ぶのはこのためです。

国などの公的機関は、この住基ネット上の本人確認情報を1件につき10円の手料を都に支払って利用するので、国民は従来のようにお金と時間をかけて住民票を取り、自らを証明しなくてもいいようになります。

「国が利用する」と言う言葉から、「国が勝手に、国の都合で個人情報を悪用する」というイメージを持たれがちですが、「国は、1件あたりの手数料を支払

い、事務簡素化のため、住基ネットの情報により本人確認を「ただです。もちろん、法律で認められた事務に限り、民間の利用は法律で禁じられています。

昨年の法改正で、国・都の事務の中で、新たに7事務が追加され、別事務で住基ネットが利用できることになりました。これが行われると、バスポート申請、自動車の登録、年金の新規申請、その他多くの国家免許の申請などで住民票の添付が不要になります。

◎お問い合わせは、住民記録係

※6月からバスポート申請に、住民票がいらなくなりました

くらしの情報

★先着順とあるものは6月11日から受け付け

国民健康保険の保険料が決まります

15年度住民税の確定に伴い、今年度の国民健康保険料が決まります。決定内容をわかりやすくするため、昨年度から1回6月に決定しています。

決定通知書と6月10日納期分納付書および一括払込用(6月18日に送付)を6月18日に送付します。口座振替の方は6月30日が第1回目の引落日になります。15年度住民税が確定していない方(申告が遅れている場合など)は、均等割額(基本料金)のみで計算してあります。この場合は、今年度住民税が確定した時点で、正しい保険料に変更した納入通知書を送付します。問先☎3880-5240 金課資格課係

国民健康保険高齢受給者証が8月1日から新しくなります

8月1日から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。15年度住民税の課税所得に基づき、医療機関での負担割合を決定します。届きましたら、氏名、生年月日などの記載内容を確認してください。対象以下の条件をすべて満たす方に交付。▽昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の方▽老人保健法の適用を受けていない方▽区国民健康保険に加入している方 有効期間☎8月1日～16年7月31日

介護保険訪問介護利用者負担減額の更新

訪問介護を利用している方(負担者番号の先頭が56で始まる)の自己負担が3%から6%になります。※生計中心者の14年中的所得判定(所得税が課税されていない場合は該当)で該当しない場合があります。申・問先☎3880-5743

休日納税・納付相談

「区・都民税」「国民健康保険料」「介護保険料」の休日納税・納付相談を行います。日時☎

6・7面で問い合わせ先の電話番号がないものは区役所代表へ ☎3880-5111(代)

凡例

- ◆申込・・・申し込み方法
- ◆期間・・・申し込み期間
- ◆場・申・問先・・・場所・申し込み先・問い合わせ先
- ◆費用の記載のないものは無料

国民年金の年金額が改定されました

年金額は、4月分から改定されました(表)。なお、支払いは6月分(老齢福祉年金は8月分)から、新しい年金額になります。問先☎3880-5849

建物新築などする方は届け出を

住居表示実施済み区域で、建物を新築または増改築などで出入口を変更する場合は、新たに住居番号(住所)を決めるための届け出が必要です。この届け出がないと、住民票の異動などの手続きができません。建築確認済証が交付されましたら、案内図(建築確認書一式)の中にあります。用意し、届け出をさせていただきます。また、建物の名称を変えた場合も届け出が必要です。

建築物の方へ

延床面積が一定規模以上の建築物を建てる時は、廃棄物および再利用対象物の保管場所の確保と設置届の提出が条例で義務づけられています。対象建築物(事業用途に供する部分)の延床面積50㎡以上の建築物/小売業については延床面積50㎡以上の建築物/住戸30戸以上の建築物 提出書類☎再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届および関係図面など 提出時期☎区環境整備指導課に基づく事前協議および建築確認申請の事前提出。なお、提出前に必ず事前相談してください。申・問先☎清掃課業務係 ☎3880-5302

区有地売り払い(入札)

一般競争入札により区有地の売り払いを行います。物件は区が定めた価格以上で、最も高い価格で入札した方に売却します。日時☎7月9日(水)午前11時 場所☎区役所 内容☎表2 申込☎6月10日から配布される案内書をご覧ください。申込期間☎6月30日～7月4日 配布☎申・問先☎用地管財課用地 ☎3880-5842

表1 15年度年金額一覧

年金額の種類	年額	月額
老齢基礎年金(満額の場合)	797,000円	66,417円
障害基礎年金 1級	996,300円	83,025円
障害基礎年金 2級	797,000円	66,417円
遺族基礎年金(子1人の場合)	1,026,300円	85,525円
母子年金(子1人の場合)	797,000円	66,417円
〔基本加算額〕	229,300円	19,108円
10年年金	484,200円	40,350円
5年年金	412,100円	34,342円
老齢福祉年金	408,300円	34,025円

※3人目からの加算額は、1人につき76,400円です

表2 売り払い(入札)を行う区有地

所在地番(住居表示)	地目	実測面積(m ²)	最低売却価格
足立区千住五丁目94番13外(千住5-27)	宅地雑種地	279.71	5,536万円

く、一般定期借地権付き2階建て住宅の購入希望者への現地説明会、購入登録受け付けを事業者が行います。

◆現地説明会
日時☎6月28日(土)・29日(日)、午前10時～午後4時 場所☎大谷田5-28 ※車で会場は遠慮ください

◆購入登録受け付け
期間☎6月30日～7月4日 場所☎事業者事務所・現地説明会でも購入登録できます。対象☎多世代で居住する区民 販売

戸数☎3戸 ※登録申込についてはお問い合わせください

問先☎住宅課計画推進 ☎3880-5273

◆教科書展示会
区内の小・中学校で現在使用している教科書を展示します。日時☎6月20日～7月9日(土) 日曜日を除く、午前9時～午後5時 場・問先☎教育研究所 ☎3880-8801

◆塩原自然体験短期留学・生募集(小学生対象)
期間☎7月31日～8月4日(4泊5日) 対象☎区内小学生3～5年生 内容☎町内名所旧跡めぐり/上塩原小1日体験入学/キャンプ/虫取り/魚つかみ/もみじ谷大吊橋見学ほか ※往復は町有バスによる送迎、民家に分かれて宿泊 定員☎30人程度(長期留学希望者優先) 費用☎2万5千円 申込☎8月1日までに住所、氏名、性別、学校名、学年、保護者氏名、電話番号、長期留学希望の有無を明記、期限☎6月20日消印有効 申先☎上塩原小学校山村留学協力会 ☎0287(32) 29099 または区・学務課校外施設係 ☎3880-5970

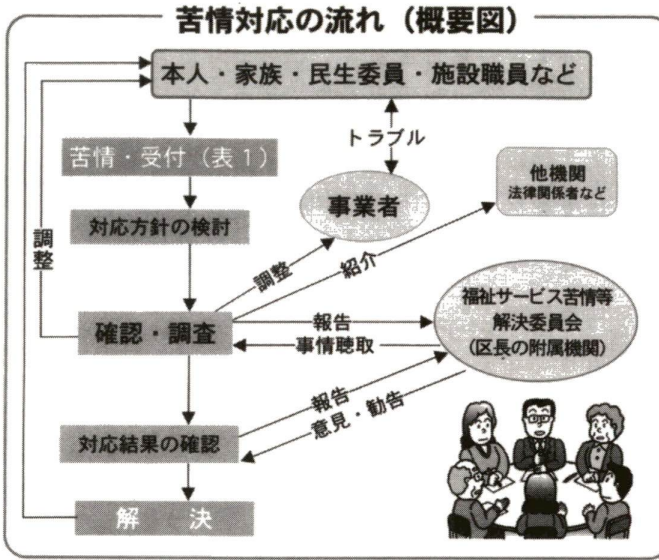
2.2.2住宅プラン
大谷田五丁目事業の販売が審査を行います。なお道路占有(使用)許可申請書・自費工

一定の基準に沿って道路管理者(区など)や交通管理者(警察)が審査を行います。なお道路占有(使用)許可申請書・自費工

道路は正しく使いました
道路は皆さんが通行するためのもので、次のような場合は道路占有(使用)許可申請または自費工事施行承認申請による許可・承認が必要になります。

催し物ガイド
のびのび王国のキラリン☆スペシャル 参加者・ポラニア募集
障害のある子もいない子も地域で一緒に遊ぶ友達になろう。日時☎7月19日(土)、午前10時～午後1時 場所☎南花畑養護学校プール ※駐車場あり 対象☎☐参加者☎小・中学生および養護学校在籍者 ☐ボランティア☎中学生以上 内容☎「水でぼうっであそぼう」「水上でゲーム大会」などのいろいろな遊び 定員☎30人(先着順) 費用☎100円程度(保険料・昼食代) 持参☎水着/水泳帽子/ビーチサンダル/バスタオル/着替え(保護者の方は、ボランティアの人数に比べてプールに入っているだけの場合があります) 申込☎電話、ファクス、Eメールいずれかで住所、氏名、電話番号、ファクス番号、Eメールアドレス、学校名、学年、性別、障害の有無、プールで水あそび希望を明記 ※1人以上の大人を含む家族・グループで申し込んでください。期限☎7月4日(定員になり次第締め切り)

催し物ガイド
のびのび王国のキラリン☆スペシャル 参加者・ポラニア募集
問先☎学習推進係 ☎3880-5987 (☎3880) 5606



日常生活に欠かせない福祉サービスの多くは対人サービスです。このため、「内容が悪い」「契約した内容と違う」などのトラブルが発生することがあります。しかし、直接相手方に苦情を言いづらく、当事者の間で話し合っても問題を解決することが難しい場合があります。

区では、15年度から始まった、支援費支給制度（障害者）を持つ人が自らサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶ制

福祉サービスを安心してご利用いただくために 福祉サービス苦情等解決委員会

区長の附属機関として設置された高齢者福祉サービス苦情等解決委員会が、15年3月に条例改正され、名称と内容が変わりました。福祉サービス全般に対する苦情などに、公正かつ中立な立場で迅速に対応することで、サービスの向上を図ります。

より良い福祉サービスをめざして

区では、高齢者、障害者、児童福祉サービスの苦情などを総合的に解決するために福祉サービス苦情等解決委員会を設置して、様々な苦情に対応していきます。

これにより、利用者にとっては、福祉サービスの満足度を高め、権利侵害に対する早期の防止対策が講じられるなどの効果が期待できます。また、事業者にとっては、利用者が求めるサービスの把握や提供する内容の

検証が行え、それを通じて質の向上を図れます。

区では、チェック機能を強化し、客観性、公平性を高め、安心して利用できる仕組みを確保していきます。そして、今後も安心して福祉サービスなどを利用しながら、安定した生活を送っていくための方策を整えていきます。

※福祉サービスに関する苦情などの窓口は表1

表1 福祉サービスに関する苦情等の受け付け

対象	苦情の内容	担当窓口	電話
高齢者福祉	福祉サービス内容	権利擁護センターあだち 苦情相談担当	5681-3379
	介護保険	介護保険係	3880-5887
障害者福祉	障害者支援費支給対象サービス内容	権利擁護センターあだち 苦情相談担当	5681-3379
		中部福祉事務所援護係	3880-5881
		千住福祉事務所援護係	3888-3146
		東部福祉事務所援護係	3605-7105
	障害者支援費、その他障害福祉	西部福祉事務所援護係	3897-5011
		北部福祉事務所援護係	3883-6800
障害者の権利侵害	障害福祉センター自立生活支援室	5681-0132	
児童福祉	保育園・保育室のサービス内容	保育管理係	3880-5872
	学童保育室のサービス内容	指導相談係	3880-5868

福祉サービス苦情等解決委員会

委員会は区長から諮問のあった事案などについて、区長に対して意見を述べ、是正の勧告や内容を公表することができます。現在、学識者や人権擁護委員、民生委員など、6人で構成されています。

※この委員会では、判決、裁決により確定している件や法令などで不服申し立ての規定があるもの、情報公開・個人情報保護審議会の職務に関する件などは取り扱いません

問先＝高齢サービス課高齢計画 ☎ 3880-5885

表2 保健総合センター一覧

名称	電話番号
中央本町	☎3880-5351
竹の塚	☎3855-4151
江北	☎3896-4004
千住	☎3888-4277
東和	☎3606-4171

▽夜間・休日：東京都保健医療情報センター（ひまわり） ☎(5272)0303

◆相談・問い合わせ
▽平日：各保健総合センター

◆診察を受ける前に、事前の連絡が必要です
症状① ②両方を満たす方は必ず、受診する前に、医療機関か各保健総合センターに症状と渡航歴を連絡し、指示に従ってから、診察を受けてください。

こんな症状はありませんか
「新型肺炎」SARS

◆SARSとは
重症急性呼吸器症候群（SARS）は、世界各地で広がりをみせている呼吸器疾患で、次の2つが感染を疑う症状です。

- ①38度以上の急な発熱および咳、呼吸困難などの呼吸器症状
- ②10日以内にSARS伝播確認地域（患者が増えている地域）への渡航歴がある、または10日以内にSARS患者との接触があった ※最新情報は都・健康局ホームページで確認してください

http://www.kekkou.metro.tokyo.jp/soumu/sars.html
◆SARSの予防法は
SARSの原因は、新型のコロナウイルスであることが分かっています。今までのところ有効な治療法やワクチンはありません。感染伝播地域への旅行を控え、手洗い・うがいをよく行ってください。

◆診察を受ける前に、事前の連絡が必要です

スケッチあだち

まちの情報・話題をお待ちしています。 問先＝広報係 ☎3880-5815

大臣と一緒にいただきます

5月26日、塩川正十郎財務大臣が千寿本町小学校を訪れ、区の学校給食を視察しました。塩川大臣は給食調理の民間委託について説明を受けたあと、6年生と一緒に給食を味わいました。児童たちとこやかに話をしながら塩川大臣は、献立の麦ご飯と新じゃがのそぼろ煮を「おいしい」と残さず食べていました。

▽大臣との給食にちょっとドキドキ

備えあれば憂いなし総合水防演習

5月23日、区と消防庁の合同総合水防演習が開かれました。消防団や区の職員などによる水防訓練や、家への浸水を防ぐ、簡単な水防の設置方法などの展示が行われました。

ヘリコプターを使い、川でおぼれた人を救出する訓練（写真右）も行われ、参加者の表情は真剣そのもの。防災は、日ごろからの心がけや準備が大切です。もう一度、備えが十分か確認してみましょう。

▲水難救助訓練も無事に終了
▲すばやい連携作業で土のうを積み上げる